

## 消防計画に南海トラフ地震による津波対策を定めなければならないもの

消防法施行規則第3条第6項の規定により、消防計画に南海トラフ地震による津波対策を定めなければならないものは、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域に所在する消防法施行令第1条の2第3項第1号に規定する防火対象物のうち、地震による津波で30センチメートル以上の浸水が想定されるもので、次表に掲げるものです。

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（以下「政令」という。）第3条第1号に規定する施設	
次の防火対象物で、収容人員が30人以上のもの (1) 項イ, (1) 項ロ, (2) 項イ, (2) 項ロ, (2) 項ハ, (2) 項ニ, (3) 項イ, (3) 項ロ, (4) 項, (5) 項イ, (6) 項イ, (9) 項イ, (16の2) 項	次の防火対象物で、収容人員が50人以上のもの (8) 項, (9) 項ロ, (10) 項, (11) 項, (13) 項イ, (15) 項, (17) 項
政令第3条第2号に規定する施設	
複合用途防火対象物のうち、次の用途に供されている部分の収容人員の合計が30人以上のもの (1) 項イ, (1) 項ロ, (2) 項イ, (2) 項ロ, (2) 項ハ, (2) 項ニ, (3) 項イ, (3) 項ロ, (4) 項, (5) 項イ, (6) 項イ, (9) 項イ	複合用途防火対象物のうち、次の用途に供されている部分の収容人員の合計が50人以上のもの (8) 項, (9) 項ロ, (10) 項, (11) 項, (13) 項イ, (15) 項
政令第3条第13号に規定する施設	
次の防火対象物で、収容人員が30人以上のもの ※(6) 項ニ等 特別支援学校（盲・聾・養護学校等）、幼稚園等	次の防火対象物で、収容人員が50人以上のもの ※(7) 項等 学校（小中高大学校、高専）、専修学校、各種学校等
政令第3条第14号に規定する施設	
次の防火対象物で、収容人員が10人以上のもの ※(6) 項ロ等 乳児院、障害児入所施設、救護施設、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、主として障害の程度が重い者を入所させる障害者支援施設等	次の防火対象物で、収容人員が30人以上のもの ※(6) 項ハ等 助産施設、保育所、児童養護施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、身体障害者福祉センター、更生施設、老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、主として障害の程度が重い者を入所させる障害者支援施設以外の障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム等
政令第3条第24号に規定する施設	
政令第3条各号以外の工場等（工場、作業所、事業場）で、勤務者が1,000人以上のもの	

※指定行政機関が管理するものを除きます。

## 南海トラフ地震による津波対策を定めなければならない区域の住所表示

(平成26年4月1日)

笠岡市	富岡の一部，笠岡の一部，一番町の一部，二番町の一部，三番町，四番町，五番町，六番町，七番町，八番町，九番町，十番町，十一番町，緑町，新横島の一部，美の浜の一部，金浦の一部，吉浜の一部，生江浜の一部，茂平の一部，大島中の一部，西大島の一部，西大島新田，神島の一部，横島の一部，入江の一部，神島外浦の一部，高島の一部，飛島の一部，白石島の一部，北木島町の一部，真鍋島の一部，六島の一部，港町の一部，平成町，カブト東町，カブト西町，カブト南町，カブト中央町，拓海町，鋼管町の一部
浅口市	寄島町の一部
里庄町	浜中の一部

※住所表示で，〇〇の一部と表記している区域については，岡山県が提供する「おかやま全県統合型GIS－津波浸水想定図」等で確認してください。